

地縁による団体の認可事務の状況等に  
関する調査結果

平成 31 年 3 月

総務省自治行政局住民制度課

## I 調査対象

地方自治法（以下「法」という。）第 260 条の 2 第 1 項に定める自治会、町内会等の町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（本調査において「地縁団体」という。）で、その区域の住民相互の連絡を行う等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とするもの（婦人会、子供会、青年団等の団体は含まない。）のうち、同項の規定に基づき、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するために市町村長の認可を受けた「認可地縁団体」の状況について調査したものである。

## II 調査基準日

本調査の基準日は、原則として平成 30 年 4 月 1 日とする。

### Ⅲ 調査結果

#### 1 地縁団体の名称別総数の状況

今回の調査により、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が把握した地縁団体の総数及び名称別内訳は、表 1 のとおりである（「参考資料 1 地縁団体の名称別総数一覧」参照）。

表 1

（単位：団体、％）

区 分	自治会	町内会	町 会	部落会	区 会	区	その他	合 計
団 体 数	131,679	67,869	17,937	4,960	3,426	37,098	33,831	296,800
構 成 比	(44.4)	(22.9)	( 6.0)	( 1.7)	( 1.2)	(12.5)	(11.4)	(100.0)

（注）構成比は小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計しても 100 とはならない。

#### 2 年度別認可地縁団体総数等の状況

##### (1) 年度別認可地縁団体数

法第 260 条の 2 第 2 項に定められた要件に該当する地縁団体の代表者が、市町村長に認可を申請し、市町村長はこの要件に該当していると認めるときは認可することとなり、また、同法第 14 項により、認可地縁団体が所定の要件を欠くこととなった等の場合には、当該市町村長はその認可を取り消すことができることとされている。

平成 25 年度以降の各年度末日時点における認可地縁団体の総数等は、表 2 のとおりである（「参考資料 2 年度別認可地縁団体総数一覧」参照）。

表 2

（単位：団体、％）

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
認可地縁団体総数	45,612	47,065	48,453	49,734	51,030
（対前年度増加率）	( - )	(3.2)	(2.9)	(2.6)	(2.6)
当該期間中の認可団体数	1,578	1,466	1,395	1,292	1,308
当該期間中の認可取消団体数	11	13	7	11	12

（注）「認可地縁団体総数」とは、各年度末日時点における認可地縁団体の総数である。

##### (2) 認可地縁団体所在市町村数

今回の調査は全ての市町村が対象となっており、このうち、認可地縁団体が所在する市町村数は、以下のとおりである。

市町村総数	1,741	団体 (a)
認可地縁団体所在市町村総数	1,480	団体 (b)
割 合 ((b)/(a))	85.0	%

（注）「市町村総数」は、平成 30 年 4 月 1 日現在のものである。

### 3 目的別認可地縁団体数の状況

法第 260 条の 2 第 2 項第 4 号において、地縁団体が認可を申請する際には、当該地縁団体の目的等を掲げた規約を定めていることが必要であり、その目的には、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことが求められている。

認可地縁団体を規約に定められた目的別に分類すると、表 3 のとおりである。

表 3 (複数回答あり)

(単位：団体、%)

区 分	団 体 数	割 合
住民相互の連絡（回覧版、会報の回付等）	6,197	(88.0)
集会施設の維持管理	5,569	(79.1)
区域の環境美化、清掃活動	5,987	(85.1)
道路、街路灯等の整備・修繕等	1,170	(16.6)
防災、防火	3,006	(42.7)
交通安全、防犯	2,418	(34.4)
盆踊り、お祭り、敬老会、成人式等の行事開催	1,984	(28.2)
スポーツ・レクリエーション活動	1,972	(28.0)
文化レクリエーション活動	2,295	(32.6)
慶弔	481	( 6.8)
独居老人訪問等社会福祉活動	935	(13.3)
行政機関に対する要望、陳情等	945	(13.4)
その他	2,080	(29.5)

(注)「割合」は、平成 25 年度から平成 29 年度までの間に認可された認可地縁団体に対する割合である。

#### 4 認可地縁団体の認可時における構成員数の区分別地縁団体数等の状況

法第 260 条の 2 第 2 項第 3 号において、地縁団体の認可要件の一つとして「その区域に住所を有する全ての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること」とされている。

地縁団体の認可時における構成員数の区分別認可地縁団体数及び加入率別内訳の状況は、表 4 のとおりである。

表 4

(単位：団体)

区 分	認可地縁 団 体 数	加 入 率 別 内 訳			
		50%未満	50～70%未満	70～90%未満	90～100%
50 人未満	919	85	71	162	601
50 人以上 ～ 100 人未満	1,194	49	128	283	734
100 人以上 ～ 300 人未満	2,265	61	239	645	1,320
300 人以上 ～ 500 人未満	912	28	177	312	395
500 人以上 ～ 1000 人未満	945	36	237	358	314
1000 人以上 ～	692	26	229	266	171
合 計	6,927	285	1,081	2,026	3,535

(注 1) 資料の滅失等により、認可当時の規模及び加入率が不明である団体があるため、平成 25 年度から平成 29 年度までの間の認可件数と一致しない。

(注 2) 「加入率」は、区域内の住民総数に対する地縁団体の認可時における構成員数の割合である。

## 5 地縁団体認可のための事務処理日数別件数の状況

### (1) 認可申請受理から認可決定までの所要日数別件数

法第 260 条の 2 第 5 項において、地縁団体から認可申請を受理した市町村長は、所定の要件に該当していると認めるときは認可しなければならないとされている。

具体的に認可申請を市町村長が受理し、市町村長が認可決定をするまでに要した事務処理の日数別にその件数を表すと、表 5-1 のとおりである。

表 5-1

(単位：団体、%)

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
1 週間以内	591 (37.5)	575 (39.3)	556 (39.9)	494 (38.3)	461 (35.3)
1 週間超	459	418	408	372	355
2 週間以内	(29.1)	(28.6)	(29.3)	(28.9)	(27.2)
2 週間超	227	193	166	186	175
3 週間以内	(14.4)	(13.2)	(11.9)	(14.4)	(13.4)
3 週間超	124	134	108	97	125
4 週間以内	( 7.9)	( 9.2)	( 7.8)	( 7.5)	( 9.6)
4 週間超	69	54	58	38	69
5 週間以内	( 4.4)	( 3.7)	( 4.2)	( 2.9)	( 5.3)
5 週間超	35	27	31	35	40
6 週間以内	( 2.2)	( 1.8)	( 2.2)	( 2.7)	( 3.1)
6 週間超	16	21	18	12	21
7 週間以内	( 1.0)	( 1.4)	( 1.3)	( 0.9)	( 1.6)
7 週間超	14	10	13	15	18
8 週間以内	( 0.9)	( 0.7)	( 0.9)	( 1.2)	( 1.4)
8 週間超	40 ( 2.5)	30 ( 2.1)	34 ( 2.4)	40 ( 3.1)	43 ( 3.3)
合 計	1,575 (100.0)	1,462 (100.0)	1,392 (100.0)	1,289 (100.0)	1,307 (100.0)

(注) 資料の滅失等により、認可当時の規模及び加入率が不明である団体があるため、各年度の認可件数と一致しない。

## (2) 地縁団体の認可時に係る標準処理期間の設定市町村数

行政手続法第6条では、行政庁が申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努めることとされており、この趣旨に則り、地縁団体の認可事務に係る標準処理期間を設けている市町村数は、表5-2のとおりである。

表5-2 (単位：団体、%)

区 分	団 体 数	( 構 成 比 )
1 週間以内	37	( 12.9)
1 週間超 2 週間以内	87	( 30.3)
2 週間超 3 週間以内	26	( 9.1)
3 週間超 4 週間以内	42	( 14.6)
4 週間超 5 週間以内	32	( 11.1)
5 週間超 6 週間以内	4	( 1.4)
6 週間超 7 週間以内	1	( 0.3)
7 週間超 8 週間以内	16	( 5.8)
8 週間超	42	( 14.6)
合 計	287	(100.0)

## 6 認可地縁団体の告示事項等の変更状況

### (1) 告示事項別変更届出済認可地縁団体数

法第260条の2第11項の規定において、認可地縁団体で、告示された事項に変更が生じた場合、当該市町村長に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ることとされている。

告示事項変更の届出があった認可地縁団体の告示事項別の状況は、表6-1のとおりである。

表6-1 (複数回答あり) (単位：団体)

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	合 計
名 称	67	70	72	105	76	390
規約に定める目的	166	154	143	145	141	749
区 域	259	238	179	212	213	1,101
事務所	1,735	1,862	1,910	1,859	1,995	9,361
代表者氏名・住所	12,529	12,930	13,705	13,872	14,446	67,482
その他	210	158	118	121	146	753
合計 (純計)	12,822	13,269	14,015	14,073	14,628	—

(注)「合計 (純計)」は、重複分を除いた純粋な合計値であり、各期間中にいずれかの告示事項を変更した認可地縁団体の実数である。

## (2) 規約事項別変更認可申請済み認可地縁団体数

法第 260 条の 3 第 2 項の規定において、認可地縁団体の規約を変更する場合には、市町村長の認可を得なければならないこととされている。

地縁団体の目的等、規約に掲げられる事項別の変更の認可を受けた認可地縁団体数の状況は、表 6-2 のとおりである。

表 6-2 (複数回答あり)

(単位：団体)

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	合 計
目 的	150	122	118	134	132	656
名 称	59	62	68	74	58	321
区 域	265	289	232	255	242	1,283
事務所の所在地	286	320	257	292	293	1,448
構成員の資格事項	153	251	177	194	190	965
代表者関係事項	272	283	312	300	355	1,522
会議関係事項	237	245	246	250	286	1,264
資産関係事項	104	130	103	139	125	601
その他	538	552	515	551	640	2,796
合計 (純計)	1,404	1,415	1,432	1,444	1,566	—

(注)「合計 (純計)」は、重複分を除いた純粋な合計値であり、各期間中にいずれかの規約事項の変更を行った認可地縁団体の実数である。



## 7 保有資産別認可地縁団体数の状況

市町村長の認可を申請する地縁団体の代表者は、不動産又は不動産に関する権利等を保有している団体にあつては保有資産目録を、申請時にこれらの不動産等を保有することを予定している団体にあつては保有予定資産目録を申請時には備えておく必要がある。

認可地縁団体の保有資産目録及び保有予定資産目録に記載されている保有資産別の認可地縁団体数を見ると、表7のとおりである。

表7 (複数回答あり) (単位：団体、%)

区 分	団 体 数	( 割 合 )
土地の所有権	5,339	(75.8)
土地の賃借権	297	( 4.2)
建物の所有権	4,733	(67.2)
建物の賃借権	47	( 0.7)
立木の所有権	117	( 1.7)
立木の抵当権	6	( 0.1)
国 債	14	( 0.2)
地方債	0	( 0.0)
社 債	5	( 0.1)
その他	463	( 6.6)

(注) 「割合」は、平成25年度から平成29年度までの間に認可された認可地縁団体数に対する割合である。

## 8 認可地縁団体の不動産等登記取得の状況

### (1) 不動産登記取得の原因別認可地縁団体数

市町村長の認可を受けた地縁団体は、不動産等を有している場合、不動産等登記を取得することが可能となる。

その取得の原因別に認可地縁団体数の状況を表すと、表8-1のとおりである。

表8-1 (単位：団体)

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合 計
単独の個人名義から変更	374	419	388	371	357	1,909
複数の個人名義から変更	436	495	481	1,047	640	3,099
単独の法人名義から変更	164	123	92	114	149	642
複数の法人名義から変更	3	4	2	9	45	63
単独の地方公共団体名義から変更	109	112	156	194	180	751
複数の地方公共団体名義から変更	0	0	4	0	6	17
その他	7	64	65	52	57	302
合 計	1,157	1,217	1,188	1,787	1,434	6,783

## (2) 不動産名義変更時の問題点

認可地縁団体名義に登記を変更し、不動産等登記を取得するまでの問題点を挙げた認可地縁団体の状況は、表 8-2 のとおりである。

表 8-2 (複数回答あり)

(単位：団体)

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	合 計
名義人（又は相続人）の 同意を得るのが困難	55	40	66	66	72	299
構成員の同意を 得るのが困難	15	9	11	12	15	62
名義変更時点の 構成員の把握が困難	19	17	32	28	44	140
法務局の登記手続に 時間を要した	32	18	23	27	19	119
法務局職員が制度を 十分に把握していない	3	0	3	1	2	9
司法書士が制度を 十分に把握していない	2	1	4	0	3	10
その他	9	7	8	17	19	60

## 9 不動産登記法の特例の申請手続の状況

### (1) 不動産登記法の特例の申請件数とその処理状況

法第 260 条の 38 第 1 項において、認可地縁団体は、当該認可地縁団体が所有する不動産であって、表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であるものについて、当該不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人の全部又は一部の所在が知れない場合において、当該認可地縁団体が当該認可地縁団体を登記名義人とする当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をしようとするときは、当該不動産に係る公告を求める旨を市町村長に申請することができる」とされている。

不動産登記法の特例の申請件数と処理状況は、表 9-1 のとおりである（「参考資料 3 年度別不動産登記法の特例申請件数」参照）。

表 9-1 (単位：団体)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	合 計
申 請 件 数	219	326	309	854
申請を相当とした件数	207	317	312	836
申請を相当でないとした件数	6	2	2	10
審 査 中 の 件 数	6	13	9	—

(注) 不動産登記法の特例に係る制度は、平成 27 年 4 月 1 日に施行されたものである。

### (2) 不動産登記法の特例の申請における疎明資料の状況

認可地縁団体が、不動産登記法の特例の申請をする際には、法第 260 条の 38 第 1 項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料を添付しなければならないとされている。

不動産登記法の特例の申請時における事項別の疎明するに足りる資料は、表 9-2～5 のとおりである。

表 9-2 (複数回答あり)

①不動産を所有していること。

(単位：団体)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	合 計
事業報告書	78	131	115	324
その他	145	221	233	599

(注) 「その他」は、総会の議事録や②10年以上占有していることを疎明するに足りる資料と同じ回答をしている団体が多い。

表 9 - 3 (複数回答あり)

②10年以上占有していること。

(単位：団体)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	合 計
公共料金の支払領収書	22	35	28	85
閉鎖登記簿の登記事項証明書又は謄本	39	68	74	181
旧土地台帳の写し	18	40	43	101
固定資産税の納税証明書	37	33	39	109
固定資産課税台帳の記載事項証明書	47	82	50	179
精通者等の証言を記載した書面	80	168	138	386
申請不動産の占有を証する写真	36	47	43	126
その他	81	92	111	284

表 9 - 4 (複数回答あり)

③名義人の全てが認可地縁団体の構成員又はかつて構成員であった者であること。

(単位：団体)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	合 計
認可地縁団体の構成員名簿	62	83	106	251
市区町村が保有する地縁団体台帳	29	50	49	128
墓地の使用者名簿 (申請不動産が墓地である場合)	6	10	7	23
その他	151	227	209	587

表 9 - 5 (複数回答あり)

④登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと。

(単位：団体)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	合 計
登記関係者の「住民票」及び「住民票の除票」が存在しないことを証明した書面	73	104	104	281
登記記録上の住所に宛てた登記関係者宛の配達証明付き郵便が不到達であったことを証明する書面	50	70	68	188
精通者等が、登記関係者の現在の所在を知らない旨の証言を記載した書面	79	140	133	352
その他	51	86	78	215

## 10 不動産登記法の特例の申請から公告までに要した事務処理日数別件数の状況

### (1) 特例の申請受理から公告までの所要日数別件数

法第 260 条の 38 第 2 項において、認可地縁団体から前項の公告を求める旨の申請を受理した市町村長は、当該申請を相当と認めるときは、当該申請を行った認可地縁団体が同項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある当該不動産の登記関係者又は当該不動産の所有権を有することを疎明する者は、当該市町村長に対し異議を述べるべき旨を公告するものとされている。

具体的に公告を求める旨の申請を市町村長が受理し、市町村長が公告をするまでに要した事務処理の日数別にその件数を表すと、表 10-1 のとおりである。

表 10-1 (単位：団体、%)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
1 週間以内	80 (38.6)	111 (35.1)	108 (34.6)
1 週間超	53	75	89
2 週間以内	(25.6)	(23.7)	(28.5)
2 週間超	31	33	28
3 週間以内	(15.0)	(10.4)	(9.0)
3 週間超	17	27	29
4 週間以内	(8.2)	(8.5)	(9.3)
4 週間超	7	36	5
5 週間以内	(3.4)	(11.4)	(1.6)
5 週間超	1	6	22
6 週間以内	(0.5)	(1.9)	(7.1)
6 週間超	3	6	5
7 週間以内	(1.4)	(1.9)	(1.6)
7 週間超	1	3	3
8 週間以内	(0.5)	(0.9)	(1.0)
8 週間超	14 (6.8)	19 (6.0)	23 (7.4)
合 計	207 (100.0)	316 (100.0)	312 (100.0)

(注)資料の滅失等により、認可当時の規模及び加入率が不明である団体があるため、各年度の申請相当件数と一致しない。

## (2) 相当と認めた特例の申請の公告手続の状況

法第 260 条の 38 第 2 項の公告に係る登記関係者等が、同項の期間内に同項の異議を述べなかったときは、同法第 1 項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて当該公告に係る登記関係者の承諾があったものとみなすこととされている。

また、同法第 2 項の公告に係る登記関係者等が、同項の期間内に同項の異議を述べたときは、市町村長は、その旨及びその内容を第 1 項の規定により申請を行った認可地縁団体に通知するものとされている。

法第 260 条の 38 第 2 項による公告手続の状況は、表 10-2 のとおりである。

表 10-2

(単位：団体)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
申 請 相 当 数	207	317	312
公 告 予 定	3	4	11
公 告 中	18	26	30
公告終了、異議申述者なし	186	307	308
公告終了、異議申述者あり	0	0	0

## 参 考 资 料

参考資料1 地縁団体の名称別総数一覧

(単位:団体)

区分	自治会	町内会	町会	部落会	区会	区	その他	合計
北海道	3,236	10,154	686	192	156	444	830	15,698
青森県	446	2,057	774	104	2	19	164	3,566
岩手県	1,898	655	13	241	113	508	504	3,932
宮城県	976	1,652	32	148	150	1,166	519	4,643
秋田県	1,361	2,814	19	857	3	20	450	5,524
山形県	1,154	1,485	205	405	59	320	782	4,410
福島県	587	1,637	414	178	168	1,632	310	4,926
茨城県	2,694	3,556	192	2	825	2,235	3,917	13,421
栃木県	3,368	1	512	0	0	469	217	4,567
群馬県	659	747	97	106	3	1,286	1,396	4,294
埼玉県	4,422	324	711	0	19	1,406	337	7,219
千葉県	4,149	1,163	1,458	1	108	2,309	934	10,122
東京都	4,572	203	3,281	0	5	86	982	9,129
神奈川県	5,078	1,529	229	0	21	61	343	7,261
新潟県	3,064	2,914	9	21	69	1,056	1,781	8,914
富山県	1,885	2,180	0	17	64	311	179	4,636
石川県	9	1,518	1,733	0	9	735	23	4,027
福井県	1,827	205	0	0	15	1,430	357	3,834
山梨県	1,565	34	0	0	10	866	83	2,558
長野県	1,522	849	490	66	183	2,321	1,423	6,854
岐阜県	5,557	1,245	1	1	3	617	69	7,493
静岡県	2,801	2,341	1	1	6	996	62	6,208
愛知県	3,445	8,193	2	36	30	578	1,047	13,331
三重県	4,318	89	21	0	5	712	98	5,243
滋賀県	2,680	271	0	0	1	522	149	3,623
京都府	1,768	543	0	1	22	824	235	3,393
大阪府	5,565	133	5,930	1	17	207	428	12,281
兵庫県	8,005	880	30	0	2	915	897	10,729
奈良県	3,663	213	0	0	1	74	73	4,024
和歌山県	2,226	733	0	0	22	859	39	3,879
鳥取県	1,059	443	7	241	55	316	624	2,745
島根県	2,899	2,739	1	0	6	174	569	6,388
岡山県	2,315	4,131	1	107	82	488	4,247	11,371
広島県	2,396	2,754	0	6	4	774	1,179	7,113
山口県	6,200	305	0	92	18	574	99	7,288
徳島県	2,495	1,972	1	319	91	118	456	5,452
香川県	6,304	0	0	0	0	0	50	6,354
愛媛県	3,140	37	0	191	65	1,464	1,679	6,576
高知県	1,080	1,619	0	1,163	620	462	58	5,002
福岡県	3,097	1,550	1,059	0	93	2,573	1,832	10,204
佐賀県	1,090	22	0	59	6	786	600	2,563
長崎県	2,773	804	1	9	182	56	726	4,551
熊本県	1,704	320	1	145	45	2,541	601	5,357
大分県	2,979	84	25	0	46	726	421	4,281
宮崎県	1,473	0	0	191	1	704	982	3,351
鹿児島県	5,452	771	1	39	21	128	992	7,404
沖縄県	723	0	0	20	0	230	88	1,061
合計	131,679	67,869	17,937	4,960	3,426	37,098	33,831	296,800



参考資料2 年度別認可地縁団体総数一覧

(単位:団体)

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
北海道	939	955	974	988	1,002
青森県	452	470	482	494	504
岩手県	394	409	427	448	480
宮城県	319	337	403	436	474
秋田県	837	858	882	906	926
山形県	1,495	1,521	1,540	1,555	1,568
福島県	876	905	934	967	994
茨城県	780	806	837	868	898
栃木県	679	696	725	743	763
群馬県	627	660	681	698	725
埼玉県	705	731	760	784	809
千葉県	1,092	1,113	1,147	1,171	1,210
東京都	977	1,002	1,022	1,045	1,071
神奈川県	1,188	1,219	1,258	1,279	1,306
新潟県	2,194	2,303	2,352	2,414	2,444
富山県	1,111	1,140	1,171	1,198	1,234
石川県	865	887	905	924	950
福井県	820	837	872	898	921
山梨県	259	281	302	319	327
長野県	1,380	1,432	1,475	1,512	1,552
岐阜県	1,194	1,228	1,253	1,279	1,301
静岡県	1,669	1,717	1,755	1,793	1,834
愛知県	1,481	1,518	1,561	1,594	1,624
三重県	1,175	1,222	1,259	1,301	1,339
滋賀県	994	1,026	1,054	1,078	1,104
京都府	722	736	757	783	808
大阪府	817	838	855	879	892
兵庫県	1,700	1,783	1,849	1,922	1,974
奈良県	507	518	539	556	577
和歌山県	623	644	671	690	698
鳥取県	635	657	679	690	711
島根県	953	980	998	1,021	1,042
岡山県	1,380	1,432	1,482	1,521	1,564
広島県	883	919	942	963	987
山口県	1,025	1,051	1,072	1,098	1,124
徳島県	108	110	116	120	123
香川県	1,248	1,267	1,283	1,314	1,341
愛媛県	570	593	615	637	658
高知県	335	348	361	374	387
福岡県	2,045	2,118	2,164	2,218	2,258
佐賀県	1,120	1,154	1,188	1,215	1,251
長崎県	1,080	1,107	1,133	1,154	1,183
熊本県	1,459	1,505	1,546	1,589	1,679
大分県	1,062	1,102	1,132	1,170	1,206
宮崎県	874	904	945	972	995
鹿児島県	1,645	1,691	1,755	1,795	1,844
沖縄県	319	335	340	361	368
合計	45,612	47,065	48,453	49,734	51,030

参考資料3 年度別不動産登記法の特例申請件数

(単位:団体)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
北海道	0	0	4	4
青森県	1	1	4	6
岩手県	3	1	5	9
宮城県	2	5	11	18
秋田県	1	3	8	12
山形県	5	2	2	9
福島県	19	35	17	71
茨城県	9	10	10	29
栃木県	4	2	4	10
群馬県	4	6	14	24
埼玉県	2	4	5	11
千葉県	7	4	6	17
東京都	2	2	3	7
神奈川県	2	8	2	12
新潟県	12	19	12	43
富山県	2	3	6	11
石川県	4	6	8	18
福井県	10	15	5	30
山梨県	0	4	2	6
長野県	13	23	14	50
岐阜県	8	4	3	15
静岡県	4	2	4	10
愛知県	3	7	6	16
三重県	13	27	11	51
滋賀県	2	5	4	11
京都府	0	3	5	8
大阪府	3	5	6	14
兵庫県	8	8	6	22
奈良県	1	1	2	4
和歌山県	9	3	4	16
鳥取県	4	3	7	14
島根県	1	3	2	6
岡山県	4	9	11	24
広島県	4	1	4	9
山口県	3	1	3	7
徳島県	1	1	1	3
香川県	0	5	2	7
愛媛県	4	3	3	10
高知県	4	2	2	8
福岡県	4	12	17	33
佐賀県	12	13	13	38
長崎県	2	13	3	18
熊本県	7	13	13	33
大分県	3	7	12	22
宮崎県	4	7	11	22
鹿児島県	9	13	10	32
沖縄県	0	2	2	4
合計	219	326	309	854